

第7章 契約

（一般競争契約）

第43条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第45条に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならない。

（指名競争契約）

第44条 機構は、契約を締結する場合において、当該契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合には、指名競争に付することができる。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合及びその他特別の場合においては、別に定めるところにより指名競争に付することができる。

（随意契約）

第45条 機構は、契約を締結する場合において、当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合及び機構の行為を秘密にする必要がある場合には、随意契約とすることができる。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合及びその他特別の場合においては、別に定めるところにより随意契約によることができる。

（企画競争）

第45条の2 専門的又は高度な技術等を要する、プログラム開発、調査・研究委託、設計、相談業務その他の役務契約で、予め具体的な仕様等を定めることが困難若しくは著しく不相当であって、競争入札に付することが適当でないものについては、技術、仕様等の提案、企画を公募し、最適なものを採用する方式（以下「企画競争」という。）で、契約相手方を決定することができる。

（予定価格）

第46条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められるものについては、予定価格の設定を省略することができる。

（落札の方式）

第47条 競争に付した場合は、その契約の目的に応じ予定価格の範囲内において原則として最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

（契約書）

第48条 機構は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合には契約書の作成を省略して、これに代わる書類をもって処理することができる。

2 機構は、収入又は支出の原因となる契約を締結しようとする者又は締結している者に保有個人情報等の取扱いに係る業務を行わせる場合には、前項の契約書とは別に個人情報等の取扱いに関する契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合には個人情報等の取扱いに関する契約書の作成を省略することができるものとする。

(保証金)

第49条 機構は、競争に加わろうとする者から、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合には、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

3 第1項に規定する入札保証金又は契約保証金については、その受入期間につき利息を付さないものとする。

4 機構は、第1項の規定により納付された入札保証金(第2項の規定により提供された担保を含む。)のうち落札者の納付に係るもの又は契約保証金(第2項の規定により提供された担保を含む。)は、これを納付した者が契約を締結しなかったとき、又は契約上の義務を履行しないときには、機構に帰属させる旨を入札の公告において明らかに、又は契約書上約定しなければならない。

(監督)

第50条 機構は、契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため、別に定めるところにより、その履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないものと認められるものについては、この限りでない。

(検査)

第51条 契約の相手方が契約の履行を完了したとき、又は契約の履行中において特に必要があるときは、別に定めるところにより、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に検査を要しないものと認められるものについてはこの限りではない。

(事業資産譲渡契約、融資契約、業務受託契約、貸付業務委託契約並びに借入金及び債券発行に関する契約)

第52条 事業資産の譲渡に関する契約、貸付に関する契約、業務の受託に関する契約、貸付業務の委託に関する契約並びに借入金及び債券発行に関する契約については、本章の規定にかかわらず、別に定めるところによる。